

川崎市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則</p> <p style="text-align: right;">平成9年3月31日規則第32号</p> <p>(薬局製造販売医薬品の製造販売承認の交付等)</p>	<p>○川崎市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則</p> <p style="text-align: right;">平成9年3月31日規則第32号</p> <p>(薬局製造販売医薬品の製造販売承認の交付等)</p>
<p>第7条 市長は、法第14条第1項の規定により薬局製造販売医薬品の製造販売を承認したときは、薬局製造販売医薬品製造販売承認書(第11号様式)を申請者に交付する。</p> <p>2 市長は、法第14条第2項の規定により薬局製造販売医薬品の製造販売を承認しないときは、薬局製造販売医薬品製造販売不承認通知書(第12号様式)により申請者に通知する。</p> <p>3 市長は、法第14条第13項の規定により薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項の一部変更を承認したときは、薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認書(第13号様式)を申請者に交付する。</p> <p>4 市長は、法第14条第13項において準用する同条第2項の規定により薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項の一部変更を承認しないときは、薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更不承認通知書(第14号様式)により申請者に通知する。</p> <p>5 薬局製造販売医薬品の製造販売業者は、製造販売承認を受けた品目のうち、今後製造販売されることのない品目については、承認整理届書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>第13号様式</p>	<p>第7条 市長は、法第14条第1項の規定により薬局製造販売医薬品の製造販売を承認したときは、薬局製造販売医薬品製造販売承認書(第11号様式)を申請者に交付する。</p> <p>2 市長は、法第14条第2項の規定により薬局製造販売医薬品の製造販売を承認しないときは、薬局製造販売医薬品製造販売不承認通知書(第12号様式)により申請者に通知する。</p> <p>3 市長は、法第14条第15項の規定により薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項の一部変更を承認したときは、薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認書(第13号様式)を申請者に交付する。</p> <p>4 市長は、法第14条第15項において準用する同条第2項の規定により薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項の一部変更を承認しないときは、薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更不承認通知書(第14号様式)により申請者に通知する。</p> <p>5 薬局製造販売医薬品の製造販売業者は、製造販売承認を受けた品目のうち、今後製造販売されることのない品目については、承認整理届書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>第13号様式</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">承認番号 第 号</p> <p style="text-align: center;">薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認書</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称 様</p> <p style="text-align: right;">薬局の名称</p> <p style="text-align: right;">薬局の所在地</p> <p>年 月 日付けで申請がありました薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項の一部変更を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第13項の規定により申請のとおり承認します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">川 崎 市 長 印</p>	<p style="text-align: right;">承認番号 第 号</p> <p style="text-align: center;">薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認書</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称 様</p> <p style="text-align: right;">薬局の名称</p> <p style="text-align: right;">薬局の所在地</p> <p>年 月 日付けで申請がありました薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項の一部変更を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第15項の規定により申請のとおり承認します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">川 崎 市 長 印</p>